【表紙】

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 京都市 京都市長 門川 大作

【住所又は本店所在地】 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

【報告義務発生日】令和2年4月27日【提出日】令和2年5月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】4

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

#### 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	関西電力株式会社
証券コード	9503
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(地方公共団体)	
氏名又は名称	京都市	
住所又は本店所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
旧氏名又は名称		
旧住所又は本店所在地		

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	明治22年4月1日
代表者氏名	門川 大作
代表者役職	市長
事業内容	地方行政

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	行財政局財政部財政課 小林 中
電話番号	075-222-3290

#### (2)【保有目的】

配電統制令により,本市電気事業を旧関西配電株式会社に現物出資し,その株式を保有していたが,関西電力株式会社の設立 に伴い,同社の株式を取得し,その後,電力需要の増大に対処して電力供給の安定に寄与するため増資等に応じ,現株式を保 有している。

また,当該株券等発行会社の第96回定時株主総会において,「脱原発依存と安全性の確保」「経営の透明性の確保」「事業形態の革新」など,同社の経営方針転換を求める株主提案を実施。

### (3)【重要提案行為等】

該当なし

### (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,192,591		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	ı
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0 4,192,591	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		4,192,591
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年4月27日現在)	V 938,733,028
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

#### (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券等発行会社である関西電力株式会社の第96回定時株主総会において、同社の経営方針転換を求めるために株主提案を実施。株主提案のうち「経営の透明性の確保」「取締役の報酬の開示」の2提案については,株券等保有者である大阪市及び神戸市と共同提案とすることを,「代替電源の確保」「事業形態の革新」の2提案については,大阪市と共同提案とすることを令和2年4月27日に決定のうえ、令和2年4月28日付けにて関西電力株式会社あてに提案議案を提出した。

#### (7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

#### 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

#### 【借入先の名称等】

名称 ( 支店名 )	代表者氏名	所在地

# 第3【共同保有者に関する事項】

#### 1【共同保有者 / 1】

### (1)【共同保有者の概要】

#### 【共同保有者】

個人・法人の別	法人(地方公共団体)
氏名又は名称	大阪市
住所又は本店所在地	大阪市北区中之島1丁目3番20号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	明治22年4月1日
代表者氏名	松井 一郎
代表者役職	市長
事業内容	地方行政

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財政局財務部財源課	森岡 数典
---------------	-----------	-------

電話番号	06-6208-7730

# (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	68,286,880		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 68,286,880	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		68,286,880
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年4月27日現在)	V 938,733,028
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	7.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

# 2【共同保有者/2】

### (1)【共同保有者の概要】

### 【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	大阪市高速電気軌道株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西区九条南一丁目12番62号
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	平成29年6月1日
代表者氏名	河井 英明
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業

### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪市高速電気軌道(株) 経理部 木村 宏治
電話番号	06-6585-6184

# (2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

# 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,461,086		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 15,461,086	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		15,461,086

保有潜在株券等の数	11	
( A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N )		

### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年4月27日現在)	V 938,733,028
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	1.65
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

### 3【共同保有者/3】

#### (1)【共同保有者の概要】

#### 【共同保有者】

個人・法人の別	法人(地方公共団体)
氏名又は名称	神戸市
住所又は本店所在地	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

### 【法人の場合】

設立年月日	明治22年4月1日	
代表者氏名	久元 喜造	
代表者役職	市長	
事業内容	地方行政	

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	行財政局財務課 赤枝 利紀
電話番号	078-322-5137

#### (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	27,351,175		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н

					, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
新株予約権付社債券(株)	В		-	1	
対象有価証券カバードワラント	С			J	
株券預託証券					
株券関連預託証券	D			К	
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E			L	
対象有価証券償還社債	F			М	
他社株等転換株券	G			N	
合計(株・口)	0	27,351,175	Р	Q	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т				27,351,175
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年4月27日現在)	V 938,733,028
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	2.91
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

# 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) 京都市
- (2) 大阪市
- (3) 大阪市高速電気軌道株式会社
- (4) 神戸市

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	115,291,732		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J

				ᄉᆂᄱᄗᅑ
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			К
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	Е			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	0	115,291,732	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			115,291,732
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

# (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年4月27日現在)	V 938,733,028
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	12.28
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

# (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
京都市	4,192,591	0.45
大阪市	68,286,880	7.27
大阪市高速電気軌道株式会社	15,461,086	1.65
神戸市	27,351,175	2.91
合計	115,291,732	12.28